

介護保険負担限度額認定証の更新を忘れずに！

介護保険制度で、施設サービスや短期入所サービスを利用したときに、以下に該当する人は、申請により食費および居住費(滞在費)の負担が軽減されます。

現在、有効期限が令和2年7月31日(金)までの「負担限度額認定証」が交付されています。8月以降も継続を希望される場合は、6月下旬にお送りした申請書に必要事項を記入し、本人と配偶者(配偶者がいない場合は本人のみ)の預貯金通帳や有価証券などの写しを添えて健康福祉課まで提出してください。

なお、新規の申請も随時受け付けていますので、お問い合わせください。

※該当する人(以下のすべてを満たす人)

- ・世帯全員が町民税非課税であること
- ・配偶者(別世帯である場合も含む)が町民税非課税であること
- ・預貯金などの合計が、単身の場合1,000万円、夫婦の場合2,000万円以下であること



※申請書の記入にあたっては、非課税年金(遺族年金・障害年金)も収入として算入する必要があります。

問 健康福祉課 ☎32-1105

介護保険負担割合証の更新のご案内について

「介護保険負担割合証」とは、本人が介護サービスや介護予防・日常生活支援総合事業を利用した際の利用者負担額が1割、2割または3割のいずれかをお知らせするものです。

現在の「負担割合証」の有効期間は令和2年7月31日(金)となっています。8月以降も対象となる人には、7月中旬頃に自宅または介護施設に郵送します。

詳しくは、お問い合わせください。

問 健康福祉課 ☎32-1105

児童扶養手当一部支給停止適用除外届の手続きを忘れずに！

児童扶養手当では、児童扶養手当法第13条の3により、手当の受給開始から5年を経過する、または3歳未満の児童を養育している場合、児童の3歳到達から5年を経過するなどの理由により、手当額の一部が支給停止されることとなっております。

しかし、就労・求職活動等の自立に向けての活動をしている場合、または、一定の障がいにより該当したり、負傷・疾病等で就労ができないなどの理由に該当する場合、申請をすれば手当が一部停止される対象から除外されます。

一部支給停止が適用される対象者には事前に案内を送付していますので、8月の現況届提出時に併せて手続きをしてください。

問 子ども課 ☎32-5078